

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第7号

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年2月8日
総務企画局

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号</p> <p>(給料) 第3条 監査委員の給料の額は、月額<u>560,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当) 第4条 監査委員の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号</p> <p>(給料) 第3条 監査委員の給料の額は、月額<u>580,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当) 第4条 監査委員の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者の給料の額は、月額<u>720,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 上下水道事業管理者の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者の給料の額は、月額<u>750,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 上下水道事業管理者の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 病院事業管理者の給料の額は、月額<u>800,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 病院事業管理者の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 病院事業管理者の給料の額は、月額<u>830,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 病院事業管理者の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料の額は、月額<u>780,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 教育長の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料の額は、月額<u>810,000円</u>とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 教育長の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>